

岩見沢郷土科学館条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から入館料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢郷土科学館の入館料の引き上げを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第31号

岩見沢郷土科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢郷土科学館条例の一部を改正する条例

岩見沢郷土科学館条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第5条、第12条関係)

岩見沢郷土科学館入館料・観覧料

区分		小・中学生	高校生	一般
入館料	個人 (1人1回につき)	140円	280円	400円
	団体	個人料金の2割引きとする。		
プラネタリウム観覧料	個人 (1人1回につき)	140円	200円	280円
	団体	個人料金の2割引きとする。		
回数券 (6枚綴り)	入館料	680円	1,360円	2,060円
	プラネタリウム観覧料	680円	1,020円	1,360円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。